

個人住民税（市民税・道民税）申告の手引き

◎「住民税額シミュレーションシステム」で申告書を作成することができます！

パソコン・スマートフォンなどから、収入金額や所得控除等を入力していただくことで、申告書の作成や税額の算出、ふるさと納税の控除限度額の算出ができます。

※ 詳細は下記札幌市ホームページもしくは右記 QR コードよりご覧ください。

<札幌市ホームページ> <https://www.city.sapporo.jp/citytax/simulation.html>



1. 申告書を提出する必要がある方

2 ページに申告判断フローチャートがあります

- (1) 令和6年1月1日現在、札幌市内に居住し、令和5年1月～12月の間に所得のあった方
(ただし、(1)に該当する方でも申告の必要がない場合があります。詳しくは2ページをご確認ください。)
 - (2) 令和5年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から札幌市に給与支払報告書が提出されていない方
 - (3) 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当する方（公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方）で、公的年金等以外の所得がある方又は公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする方
- ※ 令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、市民税・道民税の申告書を提出する必要はありません。
- ※ 令和5年1月1日現在、単身赴任などにより、札幌市にお住まいでない方で、家屋敷（その方の家族が住んでいる家や空き家など）を有している方は、札幌市で均等割が課税される場合がありますので、その旨ご連絡ください。

2. 申告の際に必要なもの

札幌市公式ホームページ「税金」 <https://www.city.sapporo.jp/citytax/>

- (1) 市民税・道民税申告書（札幌市ホームページから様式を印刷できます。また、各市税事務所にも用意しています。）
- (2) マイナンバー（個人番号）制度における本人確認書類
個人番号を記載した申告書を提出する場合は、記載された個人番号が正しいかどうかを確認する「番号確認」と申告書を提出する方の「身元確認」を行うため、以下の書類が、それぞれ1種類ずつ必要となります。

番号確認	身元確認
マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード（氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る）、個人番号が印字された住民票の写しや住民票記載事項証明書、札幌市が一部（氏名等）を印字して送付した住民税申告書	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、学生証、札幌市が一部（氏名等）を印字して送付した住民税申告書、氏名及び生年月日又は住所が印字された官公署（勤務先等）発行書類（税や社会保険料・公共料金の領収書、源泉徴収票、納税通知書）等

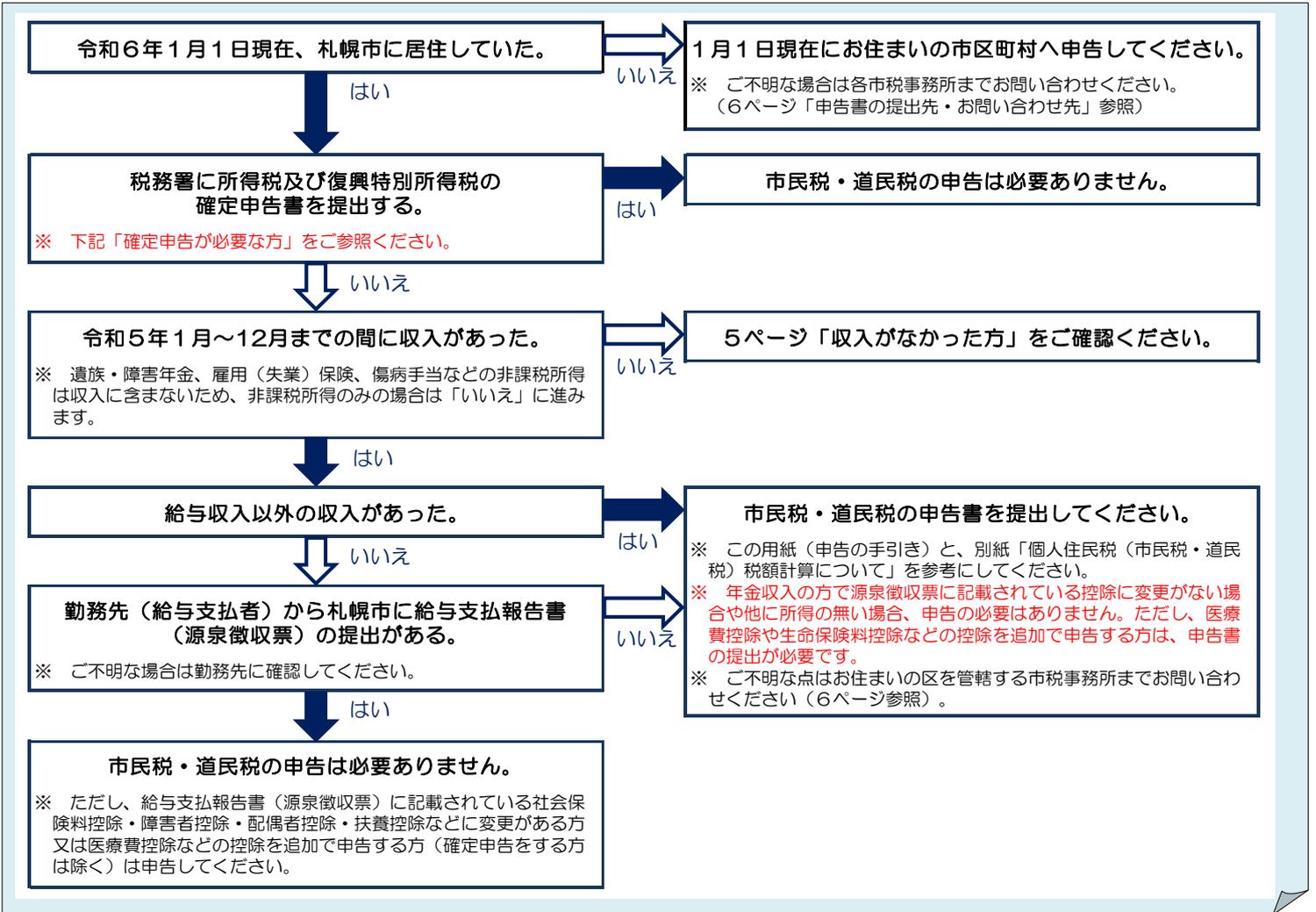
- ※ 窓口での提出の場合は、原本の提示が必要となります（写しの提出は不要です）。
- ※ 郵送での提出の場合は、窓口での提出の場合と同様の書類の写しを同封してください（写しの提出が必要となるため、返却はできません。原本を提出した場合は、返却いたしません。）。
- ※ 代理人（税理士等）が提出する場合は、本人の番号確認のほかに、代理人の身元確認と代理権の確認の書類が必要となります。
- ※ 上記以外の確認書類や代理人が申請する場合の確認書類の具体例につきましては、札幌市ホームページをご確認いただくか、各市税事務所までお問い合わせください。
- (3) 令和5年中の収入や必要経費がわかるもの
 - ・ 営業、農業、不動産収入がある方は、収入及び必要経費のわかる収支内訳書など
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（源泉徴収票がない場合は、給与明細書など支払金額などがわかるもの）
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票
 - ・ その他、所得金額の計算に必要な収入金額及び必要経費などがわかるもの
 - (4) 各種控除の申告に必要な領収書、証明書など（前年中に支払ったもの）
 - ・ 社会保険料控除～前年中に支払った金額を証明できる領収書（社会保険料とは、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料及び介護保険料など）
 - ・ 小規模企業共済等掛金控除～支払った掛金額の証明書
 - ・ 生命保険・地震保険料控除～保険会社などからの控除証明書など
 - ・ 障害者控除～障がいの種別及び等級（程度）がわかる手帳など
 - ・ 勤労学生控除～学生証・在学証明書など
 - ・ 医療費控除～同封している「医療費控除計算明細書」（ただし、セルフメディケーション税制を選択する場合は、お手数でも6ページに記載の各市税事務所までご連絡ください）

※ 医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記載内容を確認するため、申告期限等から5年間は領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書原本の保管をしてください。

 - ・ 寄附金控除～寄附先団体などから交付された寄附金の受領書など
 - ・ その他、各種控除の支払金額・適用要件などが確認できる領収書・証明書など
- ※ 日本国外に居住する親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除に関する事項が記載された市民税・道民税申告書を提出する方は、原則、親族関係書類と送金関係書類の添付又は提示が必要となります。



申告判断フローチャート



確定申告が必要な方

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告についてのお問い合わせは、お住まいの区を管轄する税務署（下記参照）までお願いいたします。

1 給与所得者の方

- (1) 給与収入金額が2,000万円を超える方
- (2) 給与を1か所から受けていて、かつ、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）が20万円を超える方
- (3) 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

2 年金所得者の方

- (1) 公的年金等の収入金額が400万円を超えている方
- (2) 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

3 1・2以外の方

- (1) 営業所得や不動産所得などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が所得控除の合計を超える方

4 所得税及び復興特別所得税の還付を受ける方

- (1) 給与所得のある方で、医療費控除や寄附金控除など、年末調整で適用を受けていない控除がある方
- (2) 中途退職などにより年末調整を受けていない方
- (3) 公的年金等から所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されていて、かつ、医療費控除や生命保険料控除などの所得控除を受ける方のうち、源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額が、申告する所得税額及び復興特別所得税額よりも多い方

税務署名	所在地	電話番号	札幌市内の管轄
札幌中税務署	札幌市中央区大通西10丁目	011-231-9311	中央区の一部
札幌北税務署	札幌市北区北31条西7丁目3-1	011-707-5111	北区、東区
札幌東税務署	札幌市厚別区厚別東4条4丁目8-8	011-897-6111	白石区、厚別区
札幌南税務署	札幌市豊平区月寒東1条5丁目3-4	011-555-3900	豊平区、清田区、南区
札幌西税務署	札幌市西区笈笈4条1丁目7-1	011-666-5111	中央区の一部、西区、手稲区

申告書の書き方（おもて）

手順1

- ①「個人番号」
マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード等をもとに個人番号を記入してください。
- ②「現住所」
現在の住所を記入してください。今後住所異動の予定がある場合は、異動後の住所を記入し、（予定）と付記してください。
- ③「1月1日現在住所」
令和6年1月1日現在の住所を記入してください。「現住所」と同じ場合は、「同上」と記入してください。
- ④「氏名・フリガナ」
氏名及びフリガナを記入してください。
- ⑤「生年月日」
生年月日を記入してください。
- ⑥「職業」
現在の職業を記入してください。現在働いていない方は「無職」と記入してください。
- ⑦「電話番号」
ご自宅の電話番号又は携帯電話番号を記入してください。

手順2

別紙「個人住民税（市民税・道民税）税額計算について」2～3ページの「2. 所得控除（所得から差し引かれる金額）」を参照しながら、記入してください。

- ◆ **社会保険料控除**
本人以外の年金から特別徴収（天引き）されたものは含みません。
- ◆ **生命保険料控除・地震保険料控除**
保険会社作成の控除証明書に記載されている控除対象額（支払金額）を記入してください。
- ◆ **障害者控除**
本人が障害者の場合、氏名欄に「本人」と記入してください。
- ◆ **配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者**
配偶者の氏名、生年月日、個人番号、配偶者の「所得」を記入し、同居か別居に○を付けてください。
「配偶者の所得」とは、**収入金額から算出した所得金額**となります（6ページ「市民税・道民税申告についてよく寄せられる質問」(5)「収入」と「所得」の違いは何ですか。を参照）。
- ◆ **扶養控除**
控除対象扶養親族の氏名、生年月日、個人番号を記入し、同居か別居に○を付けてください。配偶者については、配偶者控除等の欄に、**16歳未満の扶養親族については、年少扶養親族の欄に記入してください。**また、別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。
- ◆ **医療費控除**
申告の際は、「医療費控除計算明細書」又は「セルフメディケーション税制計算明細書」を添付してください。

令和6年度 市民税 道民税 申告書

49 地区コード 50 住民税番号

（あて先）札幌市長

① (58) 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

② 札幌市中央区北1条西2丁目

③ 同上

④ 氏名 札幌 太郎

⑤ 生年月日 明・大 平・令 23年6月12日

⑥ 会社員

勤務先 株〇〇 中央区大通西1丁目

勤務先 011-(×××)××××

自宅・携帯 011-(×××)××××

世帯主の氏名 札幌 太郎

続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類支払った保険料	230,000
14 小規模企業共済等掛金控除	第1種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法に規定する企業型又は個人型年金掛金の合計	
15 生命保険料控除	新生命保険料の計(f) 旧生命保険料の計(a)	14,000
	新個人年金保険料の計(g) 旧個人年金保険料の計(b)	50,000
	介護医療保険料の計(h)	60,000
16 地震保険料控除	地震保険料の計(c) 旧長期損害保険料の計(d)	5,000 10,000
17 寡婦(死別・離別)	年 月 日	
18 ひとり親	年 月 日	
19 勤労学生(学校名)	年 月 日	
20 障害者控除(本人含む)	氏名 本人	障害の程度(身体・療育・精神) 2
21, 22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名 札幌 花子	明・大 平・令 29.5.17
23 扶養控除(配偶者除く)	氏名	明・大 平・令
24 扶養控除(配偶者除く)	氏名	明・大 平・令
25 年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)	氏名	平・令
26 雑損控除	損害金額等の詳細は裏面の項番「15」に記入	
27 医療費控除	支払った医療費等 保険金などで補てんされる金額	156,000

5 給与所得以外の市民税・道民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

28 自治体分(対象)	調1 調2 調3 徴 受	
29 扶養分・日赤・自治体分(対象外)	配 特定 同老 老人 他扶 年少	
30 北海道条例指定分	同特 特障 普障 障 霧ひ 未 勤	
31 札幌市条例指定分	白配 白そ 専控	
32 翌年度送付	前年 出 申 社 生 地 配 特定 同老 老人 他扶 年少 同特 特障 普障 障 霧ひ 未 勤	

1 収入金額等	事業所得	700,000
2 所得金額	不動産所得	100,000
3 雑所得	雑所得	600,000
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	300,000
	小規模企業共済等掛金控除	70,000
	生命保険料控除	70,000
	地震保険料控除	10,000
	寡婦・ひとり親控除	300,000
	障害者控除	330,000
	配偶者(特別)控除	330,000
	扶養控除	430,000
	基礎控除	430,000
	13～24の計	1,440,000
	雑損控除	60,000
	医療費控除(区分)	60,000
	合計(28+29+30)	1,500,000

付記事項

受付者印

申告の際に必要なものについては、1ページをご確認ください。

手順3

別紙「個人住民税（市民税・道民税）税額計算について」1ページの「1. 所得金額」を参照しながら、記入してください。
※ 収入とは、自営業や不動産をお持ちの方は、売上金額や家賃収入金額のことで、給与や年金の支払いを受けている方は、源泉徴収額（所得税など）や社会保険料などを差し引く前の総支給額のことです。ただし、給与に含まれる交通費は原則として収入金額に含みません。

手順4

別紙「個人住民税（市民税・道民税）税額計算について」1ページの「1. 所得金額」を参照しながら、記入してください。
※ 所得とは、自営業や不動産をお持ちの方は、収入金額から必要経費を差し引いた額のことです。給与や年金の支払いを受けている方は、別紙「個人住民税（市民税・道民税）税額計算について」1ページに記載されている表の方法により算出した結果の金額となります。

手順5

5 給与所得以外の市民税・道民税の納税方法
市民税・道民税が給与から天引きされている方で、主たる給与所得のほかに所得がある方は、その分の市民税・道民税の納付方法について選択してください。
別紙「個人住民税（市民税・道民税）税額計算について」2～3ページの「2. 所得控除（所得から差し引かれる金額）」を参照しながら、記入してください。

※ 3～5ページの申告書記載内容については、個々の項目についての記載例であり、人名や金額などは実際のものとは関係ありませんのでご注意ください。

申告書の書き方（うら）

申告の際には源泉徴収票・各種証明書をお持ちください

6 給与所得の内訳(前年1年間に支払われた給与について記入してください。)

期間	勤務先(所在地・電話番号)	月平均収入額	賞与・手当等	期間合計額
1月～12月	(株)〇〇 中央区大通西1丁目(011-xxxx-xxxx)			2,000,000
月～月				
月～月				
合計				2,000,000

7 事業・不動産所得に関する事項(収支内訳書に基づいて記入してください。)

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除
不動産	中央区南3条西△△丁目	700,000	600,000	0

8 配当所得に関する事項(前年1年間に支払の確定した配当所得について記入してください。)

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費

9 雑所得(公的年金等を含む。)に関する事項(前年1年間に支払われた雑所得について記入してください。)

種類	支払者	収入金額	必要経費
厚生年金		1,300,000	
公的年金(◇◇ 企業)基金(年金・恩給)		400,000	
()基金・年金・恩給			
業務			
その他			

10 総合譲渡・一時所得に関する事項

種類	収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
総合譲渡					
短期					
長期					
一時					

右の上の金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右の二の金額を表面のイの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額

12 別居の扶養親族等に関する事項

氏名	住所	国外居住

13 寄附金に関する事項

分類	寄附先	寄附金額
都道府県、市区町村	札幌市	10,000
に対する寄附金(特別控除対象)		
北海道又は札幌市の条例で指定された附	北海道・札幌市	
例指定	北海道・札幌市	

14 事業税に関する事項

非課税所得・田圃課税事業の所得など	開業年月日	閉業年月日

15 雑損控除に関する事項

損害の原因	損害金額

16 所得金額調整控除に関する事項

個人番号	氏名	続柄

○その他(前年中収入がなかった方は下記の該当する項目に記入してください。)

仕送り又は扶養されている	あなたを扶養(援助)している方の住所	あなたを扶養(援助)している方の氏名

生活保護受給 年月 日から受給

遺族年金等受給 (該当するものを〇で) 遺族年金・傷病手当 年間受給額 円
個人でください。 遺族年金・雇用保険 受給期間 年月～年月

上記以外の方は、年の生活状況を記入してください。

給与所得があった方

源泉徴収票や給与明細書などに基づき記入してください。

事業・不動産所得があった方

収支内訳書に基づき記入してください。

雑(年金)所得があった方

厚生年金・国民年金以外の公的年金については()内に名称を記入して、該当する種類に○をつけてください。

※ 年金収入に係る所得を雑所得といいます。

寄附金を支払った方

寄附金受領書などに基づいて記入してください。

※ ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附)や災害に係る義援金(募金団体に対する義援金等が最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されることが募金要綱等で明らかにされているもの)などについては、「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」の欄に記入してください。また、ふるさと納税についてワンストップ特例の申請をされている方は、市民税・道民税の申告書を提出された場合、ワンストップ特例の申請が無効となりますので、ふるさと納税に伴う寄附金の記載を忘れないようご注意ください(所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方について適用を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です)。

収入がなかった方

「○その他」に記入して申告書を提出するか、お電話でその旨のご連絡をお願いします。

(令和5年中に収入がなかった方でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度にご加入されている方や、所得や課税の証明(所得証明書など)が必要な方は、申告書の提出又は電話連絡をお願いしております)

(申告書を提出する場合)

- 仕送り又は扶養されていた方
援助してくれていた方の住所・氏名・続柄を「仕送り又は扶養されている」の欄に記入してください。
- 非課税所得があった方
遺族年金や雇用保険などで生活されていた方は、「遺族年金等受給」の欄に記入してください。
- それ以外の方
それ以外の方は、「上記以外の方は～」の欄に昨年の生活状況を記入してください。
例)「貯金により生活していました。」「両親と暮らしていました。」など

市民税・道民税申告についてよく寄せられる質問

(1) 昨年収入がありませんでしたが、申告の必要はありますか。

昨年収入がなかった方でも、国民健康保険料や後期高齢者医療制度に加入されている方については、保険料算定の資料となりますので、申告（電話による連絡も可能）をお願いしております。また、所得や課税の証明書（所得証明書など）が必要となる方についても、申告をお願いしております。

ただし、ご家族に扶養されていて、その方の税法上の被扶養者として、所得税及び復興特別所得税の確定申告、市民税・道民税の申告、あるいは年末調整の際に申告されていれば申告する必要はありません。

(2) 年金収入 400 万円以下で、かつ、その他所得も 20 万円以下の者です。税務署への確定申告書提出は不要とのことですが、市民税・道民税申告の必要はありますか。

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、市民税・道民税において、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除、配偶者控除など）以外の各種控除（医療費控除や生命保険料控除など）がある場合は、市民税・道民税申告をすることによって、市民税・道民税額が減額となる場合があります。また、各種控除がない場合でも、公的年金以外の所得がある場合、申告が必要です。

(3) 医療費控除を受けるには、いくら以上の医療費の支払いが条件ですか。

医療費控除額については、下記の計算方法により算出しますので、あなたの所得金額によって、控除が受けられる基準が変わります。ただし、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける場合は、スイッチ OTC 医薬品の購入代金から 1 万 2 千円を差し引いた金額（上限 8 万 8 千円）が控除されます。

$(\text{支払った医療費}) - (\text{保険金等で補てんされる金額}) - (\text{総所得金額等の 5\%か 10 万円のいずれか少ない額})$

※ 医療費控除の対象は診療や治療のために支払った費用、薬代、入院代などが該当します。ただし、人間ドックのような健康診断のための費用、容姿の美化などのための費用、健康増進のための費用は該当しません。

※ 生計を一にしているご家族の医療費を支払った分も申告することができます。

※ スイッチ OTC 医薬品の一覧は厚生労働省のホームページをご確認ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)

(4) 医療費控除の申告に領収書は必要ですか。

医療費控除を申告する際に領収書の添付又は提示は不要となりました。代わりに明細書の添付が必要となります（領収書の添付又は提示のみでは申告をお受けすることができません）。ただし、明細書の記入内容確認のため、申告期限等から 5 年間領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書原本の保管をしてください。

(5) 「収入」と「所得」の違いは何ですか。

収入とは、自営業や不動産をお持ちの方は、売上金額や家賃収入金額のことで、給与や年金の支払いを受けている方は、源泉徴収額（所得税など）や社会保険料などを差し引く前の総支給額のことで、給与に含まれる交通費は原則として収入金額に含みません。所得とは、自営業や不動産をお持ちの方は、収入金額から必要経費を差し引いた額のことで、給与や年金の支払いを受けている方は、別紙「個人住民税（市民税・道民税）税額計算について」1 ページに記載されている表の方法により算出した結果の金額となります。

(6) 扶養している妻の公的年金から介護保険料等が特別徴収（天引き）されている場合、私の社会保険料に加えて妻の介護保険料等についても私の社会保険料控除として適用を受けることができますか。

介護保険料などの社会保険料が奥さまの公的年金から特別徴収されている場合、その社会保険料を支払ったのは奥さまとなります。したがって、ご自身で支払った社会保険料ではないため、社会保険料控除として適用を受けることはできません。

申告書の提出先・お問い合わせ先 ◎業務時間：平日 8 時 45 分～17 時 15 分

市税事務所	担当する区	住 所	電話番号
中央市税事務所	中央区	〒060-8649 札幌市中央区北 2 条東 4 丁目 サッポロファクトリー 2 条館 4 階	011-211-3914
北部市税事務所	北区、東区	〒060-8641 札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 アスティ 4 5 9 階	011-207-3914
東部市税事務所	白石区、厚別区	〒004-8641 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4-1 札幌市交通局本局庁舎 2 階	011-802-3914
南部市税事務所	豊平区、清田区、南区	〒062-8641 札幌市豊平区平岸 5 条 8 丁目 2-10 イースト平岸 3 階	011-824-3914
西部市税事務所	西区、手稲区	〒063-8641 札幌市西区琴似 3 条 1 丁目 1-20 コトニ 3・1 ビル 2 階	011-618-3914